明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○消防法施行規則の一部を改正する省令（総務一二）　二
○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四一）　二
○特別会計に関する法律施行令第十六条第一項第四号の規定に基づく農業再保険事業等の再保険金等の概算払の額の限度に関する省令（農林水産一五）　三
〔規　則〕
○犯罪捜査規範の一部を改正する規則（国家公安委二）　四
〔告　示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁一五）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務一〇三）　七
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一〇四）　二六
○学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示（文部科学五六）　二七
○学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示（同五七）　三
○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（厚生労働一三六）　三六
○基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件（同一三七）　四二
○水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（同一三八）　四四
○農作物共済損害認定準則を定める件（農林水産六三九）　五〇
○農作物共済基準収穫量等設定準則を定める件（同六四〇）　五三
○農業保険法施行規則第九十八条第一号の規定による農作物の品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を定める件（同六四一）　五五
○家畜共済損害認定準則を定める件（同六四二）　五六
○農業保険法施行規則第百六条ただし書の規定による死亡廃用共済の共済金額の調整の方法を定める件（同六四三）　五七
○死亡廃用共済共済価額設定準則を定める件（同六四四）　五九
○農業保険法施行規則第百七条第二項第二号の農林水産大臣が定める金額を定める件（同六四五）　六一
○農業保険法施行規則第百七条第二項第二号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を定める件（同六四六）　六二
○農業保険法施行規則第百九条及び第百十二条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額を定める件（同六四七）　六四
○果樹共済損害認定準則を定める件（同六四八）　六五
○果樹共済標準収穫量等設定準則を定める件（同六四九）　六七
○果樹共済基準収穫量等設定準則を定める件（同六五〇）　六八
○農業保険法施行規則第百三十一条第二号及び同令第百三十三条において準用する同令第九十八条第一号の規定による果実の品質の程度に応じた収穫量の調整の方法を定める件（同六五一）　七〇
○畑作物共済損害認定準則を定める件（同六五二）　七二
○農業保険法施行規則第百四十九条第一項第一号の規定による農作物の糖度に応じた収穫量の調整の方法等を定める件（同六五三）　七四
○畑作物共済基準収穫量等設定準則を定める件（同六五四）　六六
○園芸施設共済共済価額設定準則を定める件（同六五五）　六七
○農業保険法施行規則第百五十六条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額等を定める件（同六五六）　六九
○農業保険法施行規則第百五十六条第二項第二号イの農林水産大臣が定める率を定める件（同六五七）　七一
○園芸施設共済損害認定準則を定める件（同六五八）　七二
○任意共済損害認定準則を定める件（同六五九）　七三
○農業保険法施行規則第百七十五条第四項（同令第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農業経営の承継等に係る青色申告書の提出期間の通算の方法を定める件（同六六〇）　七五
○独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る農林水産大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件等の一部を改正する件（同六六一）　七五
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（経済産業四五）　七六
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（国土交通五〇七）　七九

（以下次のページへ続く）